

# 介護人材の機能とキャリアパスについて

(参考資料①)

# 福祉人材確保専門委員会での前回議論のとりまとめ

- 平成27年2月25日に社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会で取りまとめられた「2025年に向けた介護人材の確保～量と質の好循環の確立に向けて～」において、介護人材の類型化・機能分化については、実態を把握・検証し、具体的な検討・整理を進めるべきとされているところ。
- 検討にあたっては、平成28年度を目途に一定の方向性を示すべきとされている。

## 「2025年に向けた介護人材の確保～量と質の好循環の確立に向けて～」(平成27年2月25日社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会) (抜粋)

### 3. 資質の向上

こうした介護人材の「資質の向上」を進めるにあたっては、以下の視点に立って進めることが必要である。

- ① 今後、人材需給が逼迫する中で、限られた人材をより有効に活用するには、介護人材を一律に捉え、意欲・能力の異なる人材層の違いを問わず、一様に量的・質的な確保を目指してきたこれまでの考え方を転換し、多様な人材層を類型化した上で、機能分化を進める。この際、それぞれの人材層の意欲・能力に応じた役割・機能、必要な能力、教育、キャリアパスの在り方に応じた具体的な方策が求められる。
- ② 専門性の高い人材として、中核的な役割を果たすべき介護福祉士については、専門職としての社会的評価と資質を高めるための具体的な方策を講じることが必要である。このため、介護ニーズの多様化・高度化やマネジメント能力の必要性の高まりに対応した養成・教育プロセスの確立や役割の明確化等の方策が求められる。

こうした観点に立ち、従来の全ての介護人材が介護福祉士であるべきであるとの考え方を転換し、「介護人材の全体像の在り方」、「介護福祉士が担うべき機能の在り方」、「介護福祉士資格取得方法の一元化」の3点について検討を進め、介護人材の類型化・機能分化や介護福祉士の社会的評価とその資質向上を図り、介護現場の中核を担う人材と位置付けるため、以下の取組を進めるべきである。

# 福祉人材確保専門委員会での前回議論のとりまとめ

## (1) 介護人材の全体像の在り方

平成27年度から数年をかけて、次の視点を基本に据えつつ、介護人材を類型化した上で、機能分化を図ることについて検討を進める。

### (視点1) 介護を担う人材層ごとの機能・役割、人材像及び量的な比重などの在り方はどのようなものか

- 介護を担う人材層は連続的であるが、「介護福祉士」、「研修等を修了し一定の水準にある者」、「基本的な知識・技能を有する者」という概ね3つの人材層に大別することが考えられる。
- 検討に当たっては、介護福祉士を中核的な存在として位置づけ、介護福祉士の機能・役割については、現在及び今後も進展する介護ニーズの多様化、高度化に対応したものとすることが考えられる。

### (視点2) それぞれの人材層ごとに求められる能力、それを裏付ける教育・養成の在り方、キャリアパスはどのようなものか

- 人材層全体の厚みと拡がりを増すために、未経験者を含む「すそ野の拡大」のため、初任者向け入門研修の充実を進めることが考えられる。
- こうした研修の在り方については、保育・障害など他の福祉分野に従事する人材と介護人材が分野間で横断的に行き来しやすくなるよう、他の福祉分野の入門的な研修との共通的な基礎知識を共有できるような仕組みを構築する観点からの検討を行うことが考えられる。

類型化と機能分化の検討に当たっては、次の観点を含め、介護現場において、介護人材がどのように配置され、どのように業務を行っているか等といった実態を把握・検証の上、サービス種別や現場の実情等に十分に留意しつつ、具体的な検討・整理を進めるべきである。

- ・ 人材層の区分については、職責や職階、業務内容、対象とする利用者像との関係性などの様々な切り口が考えられること
- ・ 必要な能力について、利用者の能力を引き出す力や観察力等を含む業務遂行力、他職種との連携の力、指導力、改革・改善力、マネジメント力などが考えられること

# 福祉人材確保専門委員会での前回議論のとりまとめ

## (2) 介護人材の担うべき機能の在り方

介護人材の全体像の在り方と併せ、介護現場において、介護福祉士がどのように配置され、どのように業務を行っているか等といった実態を十分に把握・検証し、介護福祉士の担うべき機能についての、具体的な検討・整理を進めるべきである。

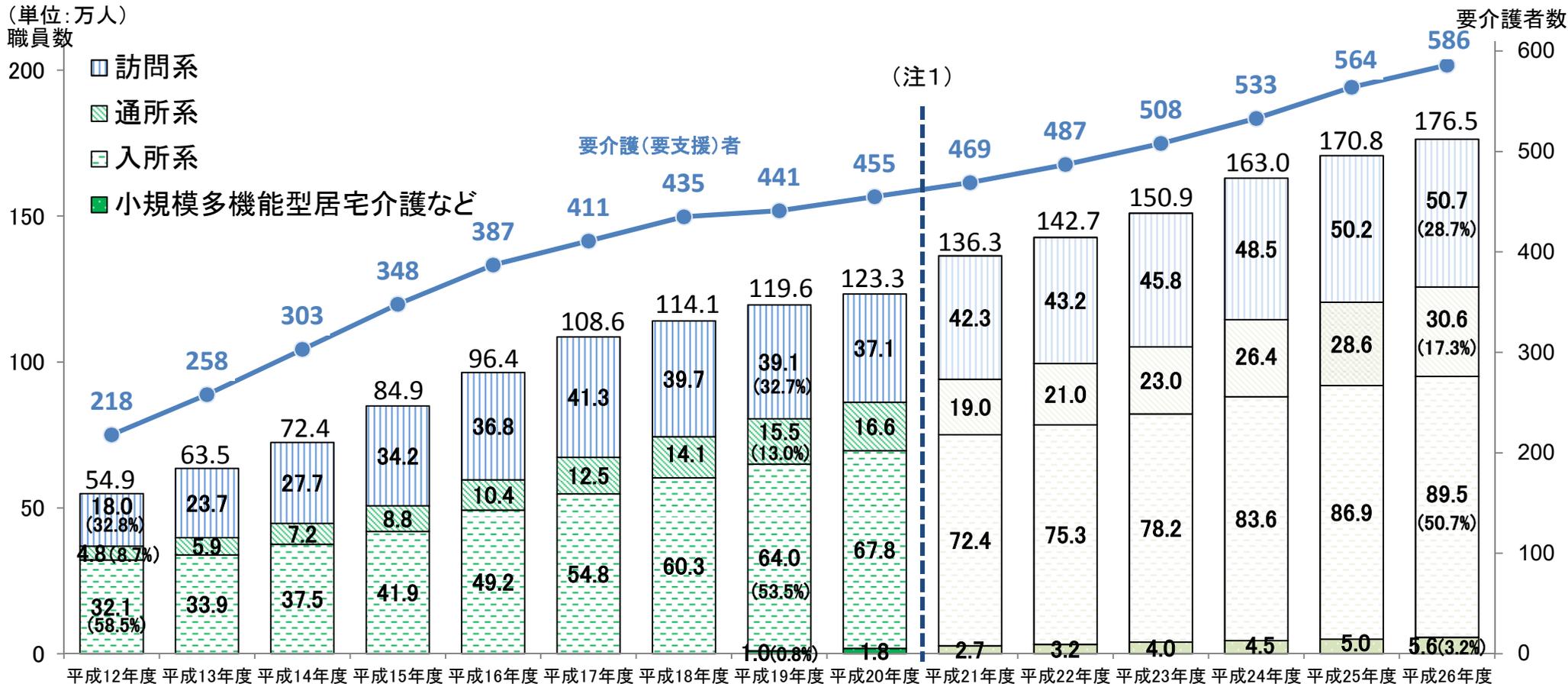
このため、まずは、現在、介護福祉士が実際に果たしている機能・役割を評価した上で、例えば、介護ニーズの多様化・高度化への対応、チームでのケアを実施する上でのリーダーシップの涵養等の観点から、これからの介護福祉士に必要な資質(介護実践力、改革・改善力、マネジメント能力、多職種協働を進める能力等)について検討を進めることが必要である。

また、介護人材の全体像やその中で介護福祉士の担うべき役割が明確化される過程を考慮すると、現行の介護福祉士養成プログラムでは不十分なことが想定される。こうした段階においては、介護福祉士に求められる新たな機能・役割に応じて必要とされる専門性や能力を獲得するため、次の方策を講じることが考えられる。

- 現在の介護福祉士の養成・教育の内容や方法を検証した上で、介護人材の全体像の在り方の方向性に対応すべく、現行のカリキュラム改正を、平成29年度を目途に行い、一定の周知期間を確保しつつ、順次導入(4年制大学であれば1年間の周知期間を経た後の平成31年度より導入を想定)を進め、教育内容の充実を図る。
- カリキュラムの改正・導入と併せ、国家試験の内容・水準について必要な見直しを行い、改正カリキュラム対応の国家試験を平成34年度より開始することを目指して取組を進める。
- 介護福祉士になった後も、継続的に資質の向上を促すための環境整備の方策を検討するとともに、介護福祉士の定義・役割、専門性の評価の在り方等について必要な検討を進める。

# 介護保険制度施行以降の介護職員数の推移

○ 介護保険制度の施行後、要介護(要支援)認定者数は増加しており、サービス量の増加に伴い介護職員数も14年間で3.2倍に増加している。



注1) 平成21～26年度は、調査方法の変更等による回収率変動の影響を受けていることから、厚生労働省(社会・援護局)にて推計したもの。  
 (平成20年まではほぼ100%の回収率 → (例)平成26年の回収率:訪問介護79.1%、通所介護85.0%、介護老人福祉施設93.3%)

・補正の考え方:入所系(短期入所生活介護を除く)・通所介護は①施設数に着目した割り戻し、それ以外は②利用者数に着目した割り戻しにより行った。  
 (①「介護サービス施設・事業所調査」における施設数を用いて補正、②「介護サービス施設・事業所調査」における利用者数を用いて補正)

注2) 各年の「介護サービス施設・事業所調査」の数値の合計から算出しているため、年ごとに、調査対象サービスの範囲に相違があり、以下のサービスの介護職員については、含まれていない。  
 (訪問リハビリテーション:平成12～24年、特定施設入居者生活介護:平成12～15年、地域密着型介護老人福祉施設:平成18年)  
 ※「通所リハビリテーション」の介護職員数は、すべての年に含めていない。

注3) 「小規模多機能型居宅介護など」には、「小規模多機能型居宅介護」の他、「複合型サービス」も含まれる。

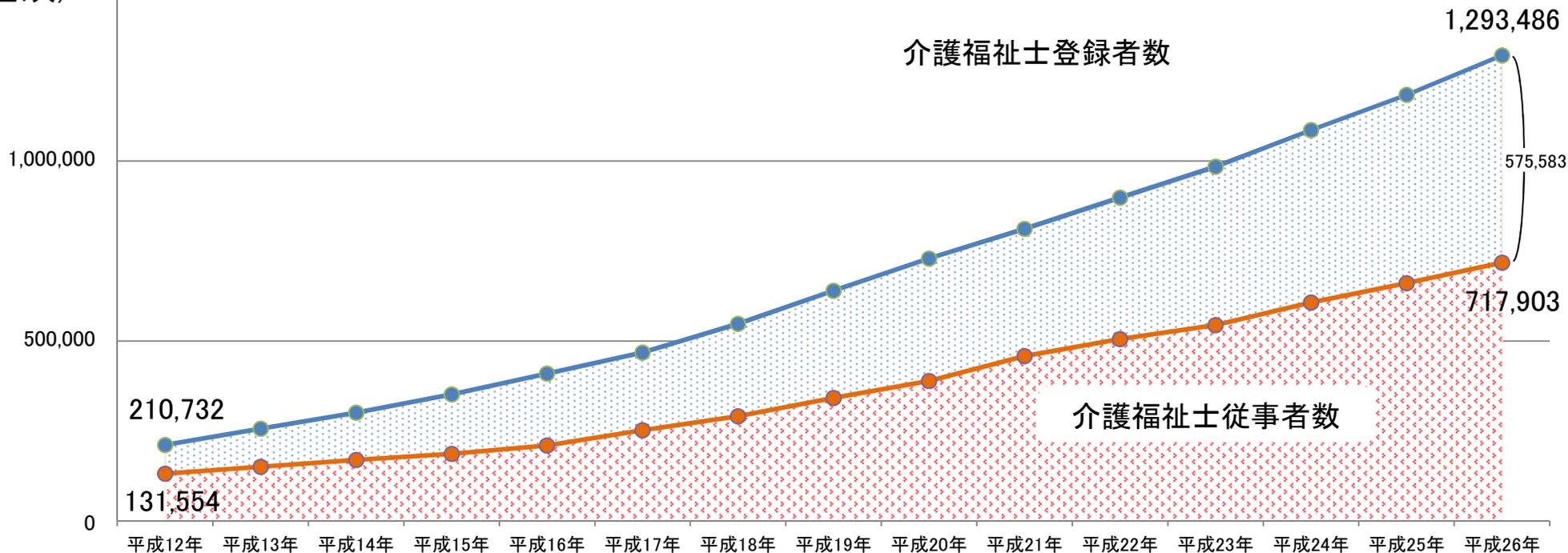
注4) 介護職員数は、常勤、非常勤を含めた実人員数である。(各年度の10月1日現在)

【出典】厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」(介護職員数)、「介護保険事業状況報告」(要介護(要支援)認定者数)

# 介護福祉士の登録者数と介護職の従事者数の推移

○ 介護職の中核を担うことが期待される介護福祉士のうち、介護職として従事（障害分野等他の福祉分野に従事している者を除く）している者は約6割程度に止まる。

(単位:人)



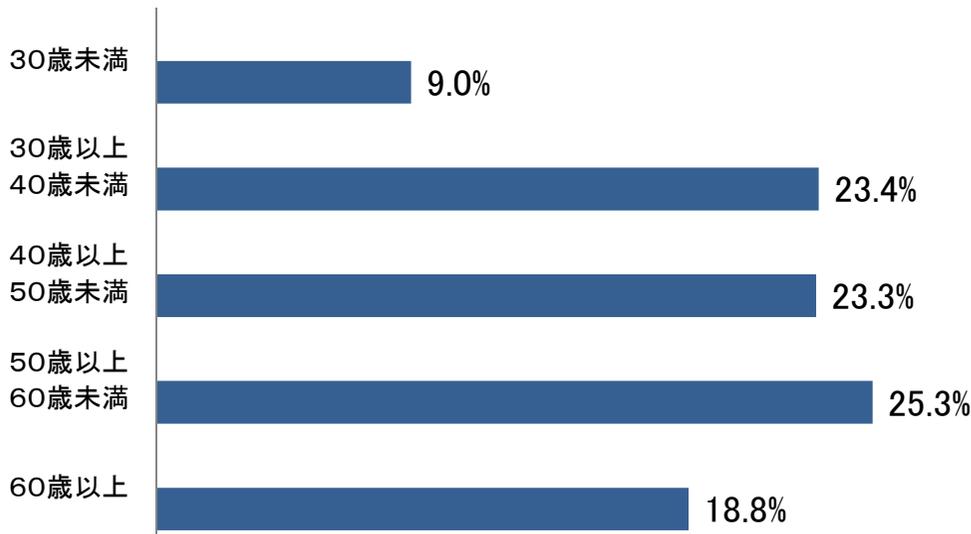
	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
介護福祉士登録者	210,732	255,953	300,627	351,267	409,369	467,701	547,711	639,354	729,101	811,440	898,429	984,466	1,085,994	1,183,979	1,293,486
介護福祉士従事者数	131,554	150,331	169,189	186,243	209,552	251,824	291,057	341,290	389,143	458,046	505,330	543,930	607,101	660,546	717,903
介護福祉士の従事率	62.4%	58.7%	56.3%	53.0%	51.2%	53.8%	53.1%	53.4%	53.4%	56.4%	56.2%	55.3%	55.9%	55.8%	55.5%

注) 介護福祉士の従事者数について、平成21～26年度は、調査方法の変更等による回収率変動の影響を受けていることから、厚生労働省(社会・援護局)にて推計している。  
また、通所リハビリテーションの職員数は含めていない。

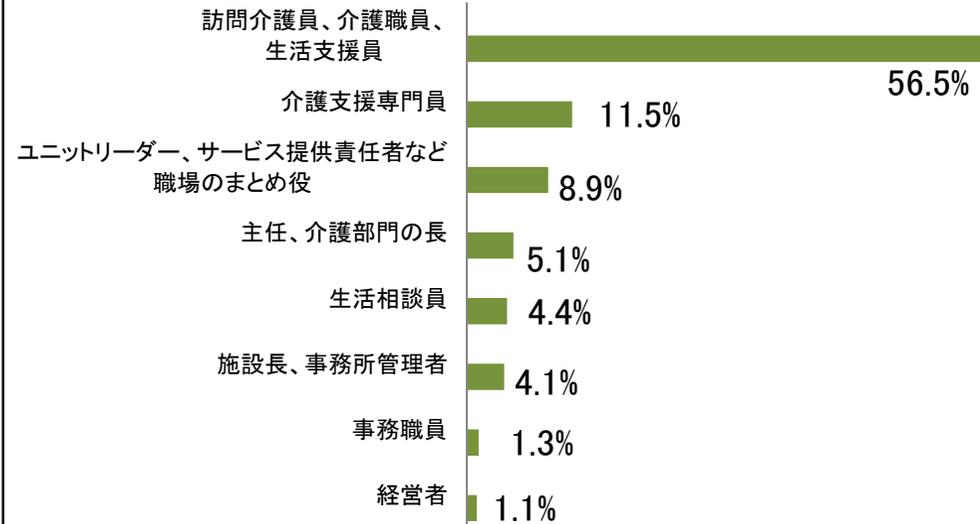
【出典】介護福祉士従事者数:厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」  
介護福祉士登録者数:社会福祉振興・試験センター「各年度9月末の登録者数」

# 介護福祉士の就労状況について(平成27年度)

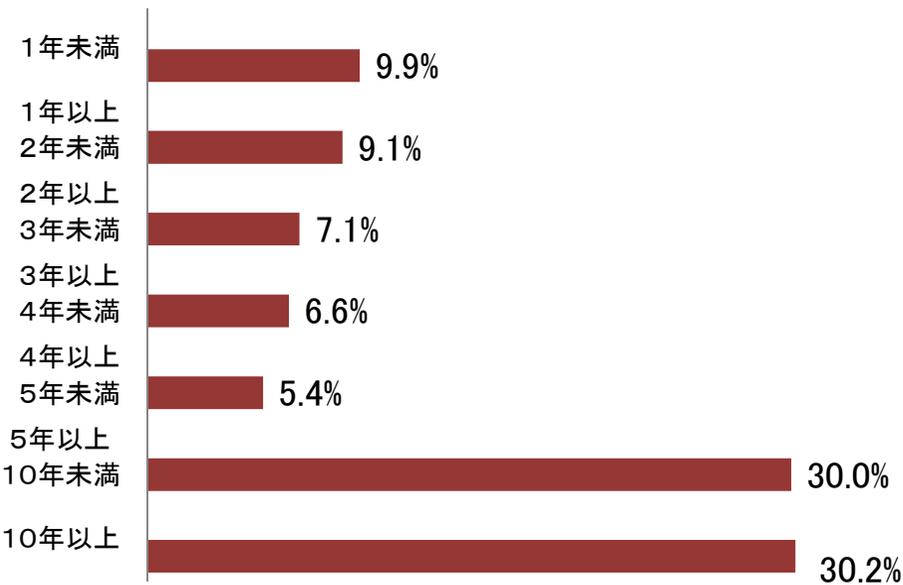
## <介護福祉士の年齢構成>



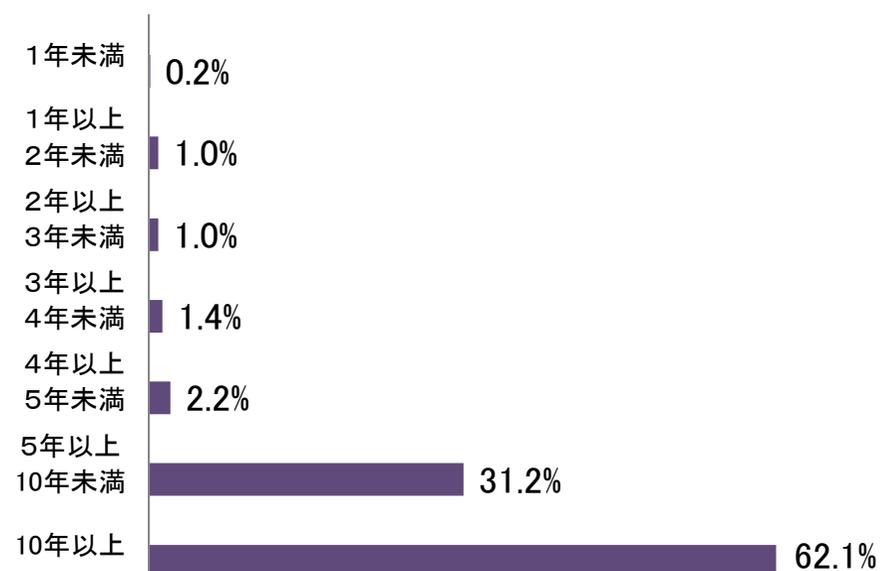
## <現在の職場での職種>



## <現在の職場での従事年数>

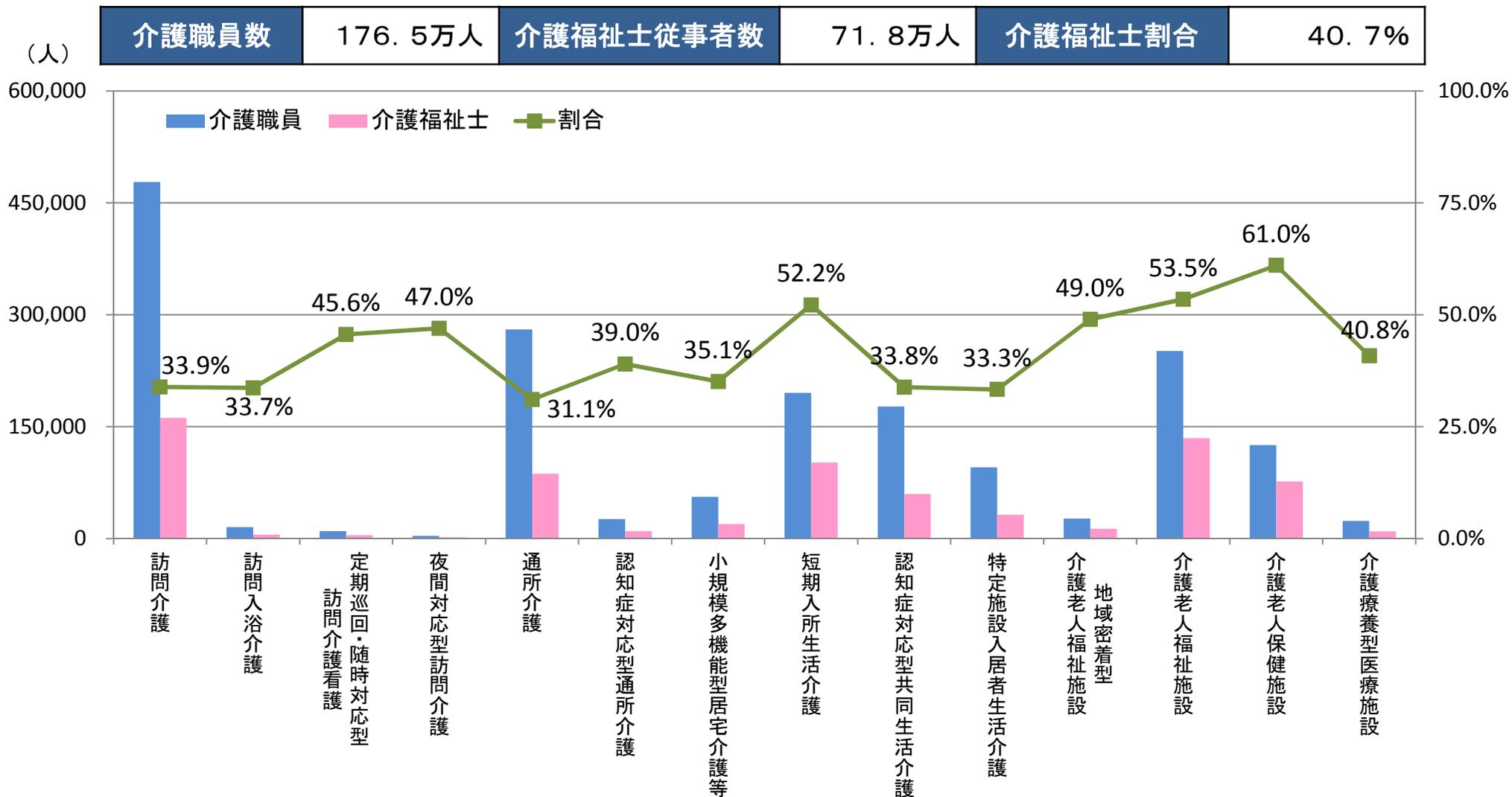


## <福祉・介護・医療分野での通算経験年数>



# 介護福祉士のサービス別配置状況(平成26年度)

○ 介護職員全体に占める介護福祉士の割合は約4割となっているが、介護サービス種別ごとに配置状況はばらつきがあり、介護老人保健施設では約6割、介護老人福祉施設では5割強となっている。



注1) 「特定施設入居者生活介護」には、「地域密着型特定施設入居者生活介護」が含まれる。

注2) 「小規模多機能型居宅介護等」には、「看護小規模多機能型居宅介護」が含まれる。

【出典】厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」

# 介護報酬における介護福祉士の評価

## サービス提供体制強化加算

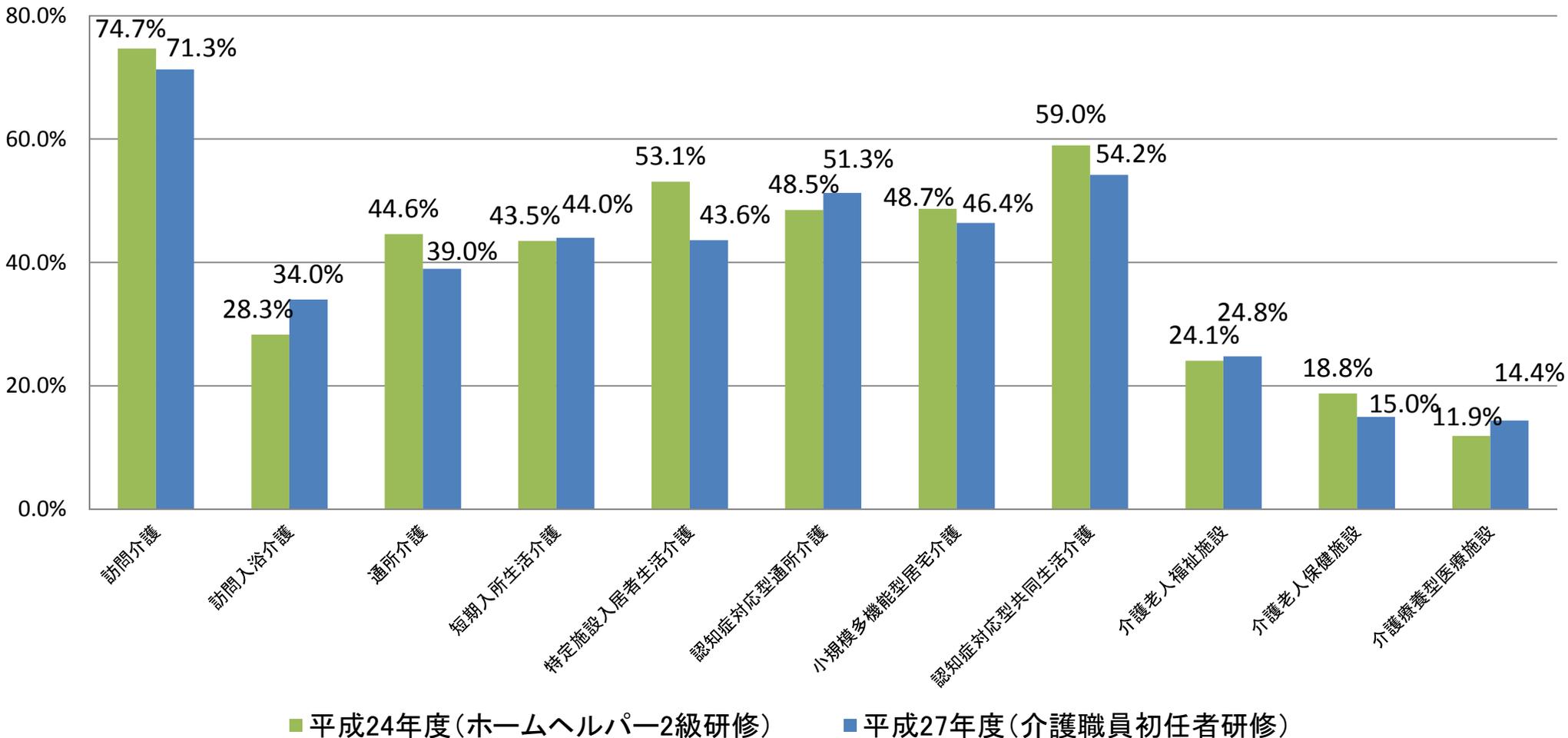
サービス	要件	報酬
訪問入浴介護	① 介護福祉士を40%以上配置、または、介護福祉士、実務者研修及び介護職員基礎研修修了者の合計が60%以上配置 ② 介護福祉士を30%以上配置、または、介護福祉士、実務者研修及び介護職員基礎研修修了者の合計が50%以上配置	①36単位/回 ②24単位/回
夜間対応型訪問介護		①18単位/回 ②12単位/回 ※包括型:①126単位/人・月 ② 84単位/人・月
通所介護 通所リハビリテーション 認知症対応型通所介護	① 介護福祉士を50%以上配置 ② 介護福祉士を40%以上配置	①18単位/回 ②12単位/回
小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護	① 介護福祉士を50%以上配置 ② 介護福祉士を40%以上配置	①640単位/人・月 ②500単位/人・月
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	① 介護福祉士を40%以上配置、または、介護福祉士、実務者研修及び介護職員基礎研修修了者の合計が60%以上配置 ② 介護福祉士を30%以上、または、介護福祉士、実務者研修及び介護職員基礎研修修了者の合計が50%以上配置	①640単位/人・月 ②500単位/人・月
認知症対応型共同生活介護 地域密着型介護老人福祉施設 介護保険施設 短期入所生活(療養)介護 (地域密着型)特定施設入居者生活介護	① 介護福祉士を60%以上配置 ② 介護福祉士を50%以上配置	①18単位/人・日 ②12単位/人・日

## 特定事業所加算(訪問介護)

要件	報酬
訪問介護における特定事業所加算の要件の1つとして以下の要件が定められている。 ・ 介護福祉士を30%以上配置、または、介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者及びホームヘルパー1級研修修了者の合計が50%以上配置 ・ 全てのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士、または、5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者もしくはホームヘルパー1級研修修了者	特定事業所加算(Ⅰ):所定単位数の20%相当を加算 ⇒左記のいずれの要件も満たす必要あり  特定事業所加算(Ⅱ):所定単位数の10%相当を加算 ⇒左記のいずれかの要件を満たす必要あり

# 介護職員初任者研修の受講状況

- 介護サービス別の介護職員初任者研修の受講状況について見ると、介護老人福祉施設や介護老人保健施設など、施設系のサービスでは、研修を受講している者の割合が低くなっている。
- ホームヘルパー2級研修と介護職員初任者研修とで、受講状況に大きな違いは生じていない。



【出典】平成24年度及び平成27年度介護労働実態調査((財)介護労働安定センター)

# 介護職員初任者研修の概要

## 研修の目的・概要

### 【目的】

介護職員初任者研修は、介護に携わる者が、業務を遂行する上で最低限の知識・技術とそれを実践する際の考え方のプロセスを身につけ、基本的な介護業務を行うことができるようにすることを目的として行われる。

### 【実施主体】

都道府県又は都道府県知事の指定した者

### 【対象者】

訪問介護事業に従事しようとする者もしくは在宅・施設を問わず介護の業務に従事しようとする者

### 【研修科目及び研修時間数等】

別表の通り

### 【その他】

- ・平成25年度から実施
- ・地域包括ケアシステムにおけるチームケアの提供を推進していくため、医療との連携に係る時間を確保
- ・今後の認知症高齢者の増加を見込んで、「認知症の理解」に関する科目を新設

## 別表

<研修時間数 130時間>

### 講義+演習 (130時間)

—講義と演習を一体的に実施—

1. 職務の理解  
(6時間)

2. 介護における尊厳の保持・自立支援  
(9時間)

3. 介護の基本  
(6時間)

4. 介護・福祉サービスの理解と医療との連携  
(9時間)

5. 介護におけるコミュニケーション技術  
(6時間)

6. 老化の理解  
(6時間)

7. 認知症の理解  
(6時間)

8. 障害の理解  
(3時間)

9. こころとからだのしくみと生活支援技術  
(75時間)

10. 振り返り  
(4時間)

+

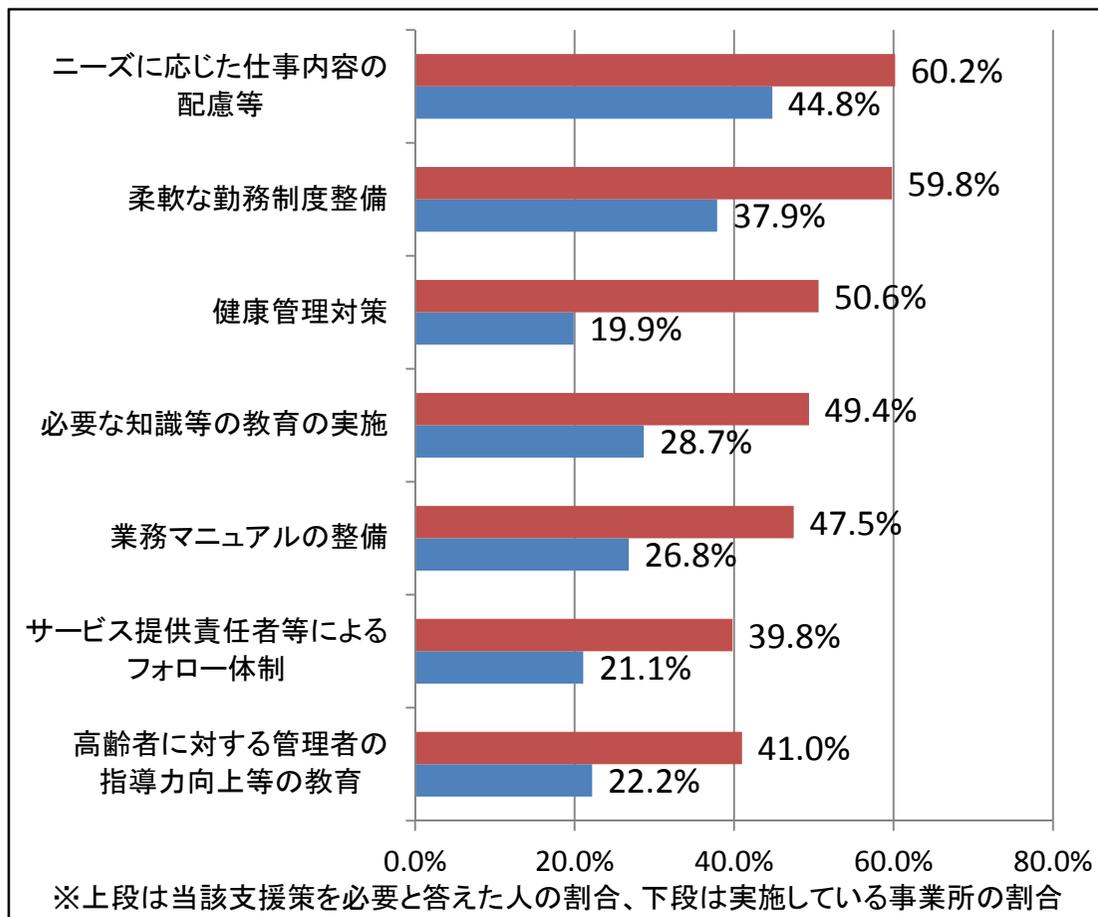
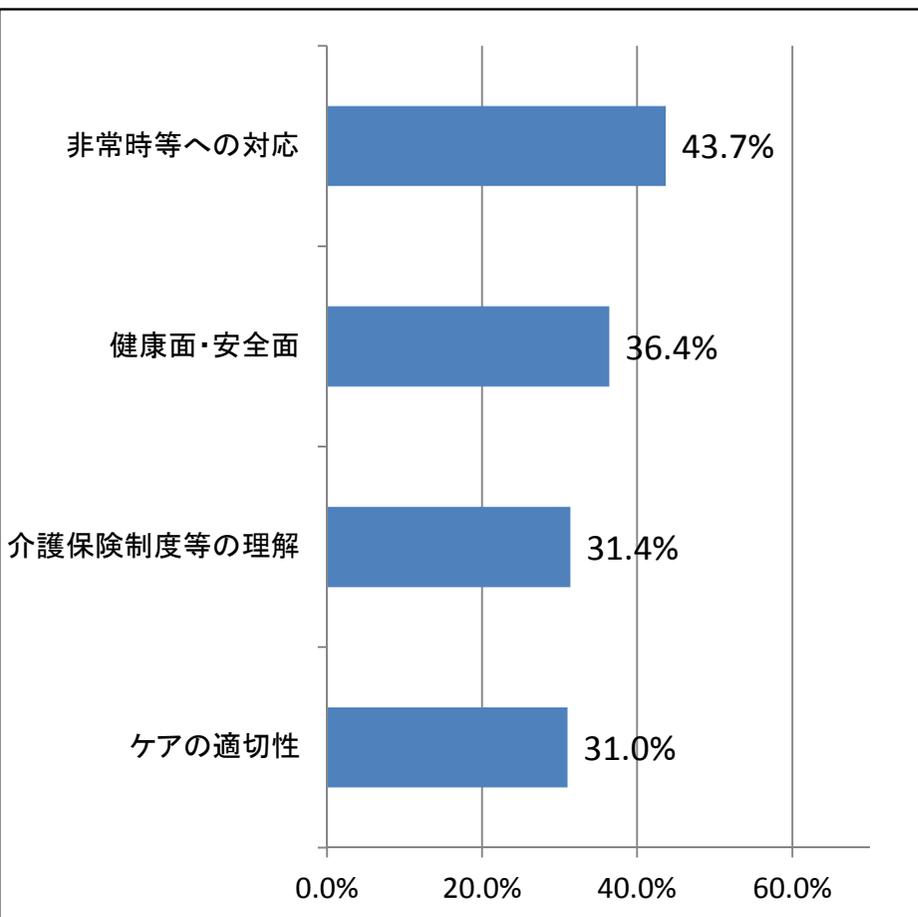
修了評価 (1時間)

## (参考)高齢者が介護分野に参入する際の課題や必要な支援策

- 高齢者が介護分野へ参入する際に感じる課題としては、「非常時等への対応」や「介護保険制度等の理解」、「ケアの適切性」が上位に挙げられている。
- また、必要と考える支援策には、「必要な知識等の教育の実施」や「サービス提供責任者等によるフォロー体制」、「高齢者に対する管理者の指導力向上等の教育」などが挙げられているが、実施できている事業所は半数程度である。

<介護分野への参入にあたり高齢者自身が感じる課題>

<介護分野に参入した高齢者が必要と考える支援>



# 高齢者「介護助手」導入による介護職の専門職化

第4回介護人材確保地域戦略会議(平成28年2月1日開催) 三重県資料

## 元気な高齢者が支える 超高齢化社会「モデル事業」に 参加しませんか?



生涯現役!  
生涯青春!

この度、以下の老健施設で、  
「モデル事業」として、60歳～75歳くらいの「介護助手」人材づくり事業  
を行うことになりました。

あなたも、「介護助手さん」として老健施設で働きながら、みんなで支える  
「安心できる地域社会」づくりに参加しませんか?

事業を行う老健施設：小山田老健 みえ川村老健 ちゅうぶ アルテハイム鈴鹿 鈴の丘  
いこいの森 あおう やまゆりの里 カトレア

介護助手  
事前説明会  
詳しくは裏面へ

●「事前説明会」の  
お申し込みは、  
裏面の会場まで。

●事業に関するお問い合わせは、  
三重県老人保健施設協会「介護助手」づくり事務局  
担当：大久保 ☎ 059-245-6677

この「モデル事業」は、消費税を財源とした「地域医療介護総合確保基金」の助成を受けています。

## 事業のねらい（3本の柱）

1

介護人材  
の確保

（直接）地域の元気高齢者を「介護助手」として導入することで、介護の担い手が増える。

（間接）「介護助手」導入により、介護職の労働環境が整備され、介護職を専門職化することが可能となる。（若者があこがれる職業にする。）

2

高齢者の  
就労先

住み慣れた地域の中で、自分に合った時間に働ける新たな高齢者の就労先ができる。（年金の足しにも…）

3

介護予防

働きながら介護のことが学べ、介護の現場を知ることによって、一番の「介護予防」になる。（要介護高齢者の増加の抑制→保険支出の抑制につながる）

## 介護職が本来の介護業務に専念！

# 「介護助手」の業務内容(3分類例)

第4回介護人材確保地域戦略会議(平成28年2月1日開催) 三重県資料

(三重県老人保健施設協会による分類)

## 【Aクラス】

一定程度の専門的知識・技術・経験を要する比較的高度な業務  
(認知症の方への対応、見守り、話し相手、趣味活動のお手伝い 等)

## 【Bクラス】

短期間の研修で習得可能な専門的知識・技術が必要となる業務  
(ADLに応じたベッドメイキング、配膳時の注意 等)

## 【Cクラス】

マニュアル化・パターン化が容易で、専門的知識・技術がほとんどない方でも行える業務 (清掃、片付け、備品の準備 等)

# 【県の取組】シニア世代介護職場就労支援事業

第4回介護人材確保地域戦略会議(平成28年2月1日開催) 三重県資料

- 地域の元気高齢者に介護や介護の仕事に関する基本的な研修を実施し、介護職場への参入を促進する。
- 研修受講後は職場体験を実施。さらにレベルアップをめざす受講者は、介護職員初任者研修の受講も可能。
- 介護職場への就職を希望する人には、福祉人材センターがマッチングを支援する。
- フルタイムの正規職員でなくとも週数回の勤務により、介護職員の負担軽減につながる。
- 就職を希望しない場合でも地域での見守り活動など、地域貢献活動に期待。

平成27年度 シニア世代介護職場就労支援事業

## シニア生き生きチャレンジ教室

参加者募集



あなたの経験と技能が生きる  
新しい「居場所」が  
あなたの「出番」をまっています。

**開催場所及び期日**

津会場	期日:平成27年 6月9日(木)・19日(木)・24日(水)・7月6日(月) 開校日:平成27年 6月11日(水) 会 場:三重県社会福祉会館 3階
北勢会場	期日:平成27年 7月1日(木)・8日(木)・15日(木)・22日(木) 開校日:平成27年 6月15日(月) 会 場:三重県福祉センター けやき1 2階
伊賀会場	期日:平成27年 8月17日(月)・19日(水)・24日(月)・28日(木) 開校日:平成27年 8月3日(水) 会 場:上野町公民館1F 3階
伊勢会場	期日:平成27年 9月4日(金)・7日(日)・10日(水)・14日(日) 開校日:平成27年 8月24日(日) 会 場:伊勢市市民文化会館 4階
熊野会場	期日:平成27年 10月28日(木)・15日(日)・16日(金)・23日(木) 開校日:平成27年 9月28日(日) 会 場:三重県福祉会館 1階

**定員対象者**  
概ね75歳未満の高齢者で三重県内に居住する人で、地域の社会貢献活動や介護職でフルタイムや週2～3日のパートタイムで働く意向を持つ方。  
※就労を希望される方で、就労することを誓約していただく条件で、厚生労働省認定の介護職員初任者研修(4,400円)で受講していただくことができます。

**参加費及び定員**  
参加費:無 料  
定 員:30名 ※必要多数の場合は、回数により調整させていただきます。

**申込受付**  
【定員申込】に必要事項をご記入の上、郵送または FAX にてお申し込みください。  
※申し込み書・社会福祉人 三重県社会福祉協議会  
協力:伊賀市社会福祉協議会 (伊賀市福祉会館)  
伊賀市社会福祉協議会 (伊賀市福祉会館)

問い合わせ先 三重県社会福祉協議会 三重県福祉人材センター 〒614-8562 津市飯塚町丁131  
シニア生き生きチャレンジ教室 担当 TEL.059-227-5160  
又は、各市町社会福祉協議会 福祉人材センターにお問い合わせください。 FAX.059-222-0170

日程	研修内容
1 日目	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護現場の現状、介護保険制度について</li> <li>気を付けたいシニア世代の病気について</li> <li>認知症サポーター養成講座</li> </ul>
2 日目	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護体験講話</li> <li>日常でも生かせる介護技術とコミュニケーション</li> </ul>
3 日目	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護職員のモラル</li> <li>認知症にならないための介護予防</li> <li>介護職場での就労に向けて</li> </ul>
4～5 日目	<ul style="list-style-type: none"> <li>職場体験</li> </ul>
6 日目	<ul style="list-style-type: none"> <li>交流会</li> </ul>

# その他都道府県における入門的な研修事例

○ 入門的な研修の内容は都道府県によって様々であり、内容によって1週間程度になるものもあれば、1日で終了するものもある。

## 高知県の例

<介護予防等サービス従業者養成研修カリキュラム>

日数	項目	時間
1日目	・地域包括ケアシステムについて	2時間
	・サービス提供の理解(接遇等)	1時間
	・介護保険制度	2時間
2日目	・サービス提供の理解(介護サービス従業者の役割、社会参加、人権尊重等)	6時間
3日目	・安全の確保(安全対策、感染症対策、緊急時の対応等)	4時間
	・生活支援の基本①	1時間
4日目	・生活支援の基本②	5時間
5日目	・生活支援の基本③	1時間
	・利用者とのコミュニケーション	4時間
6日目	・老化の理解	4時間
	・認知症の理解①	2時間
7日目	・認知症の理解②	2時間
	・障害の理解	3時間
8日目	・模擬演習	3時間
合計		40時間

## 群馬県の例

<介助スタッフ講習>

日数	項目	時間
1日目	・介助のための基礎知識 ・利用者や認知高齢者のこころを支える	1. 5時間 3時間
2日目	・高齢者の病気の基礎知識 ・介護保険などの制度サービス	2時間 3時間
3日目	・利用者を理解し、信頼を形成する演習(ロールプレイ)	5時間
4日目	・介護技術の基本	4時間
合計		18. 5時間

## 宮崎県の例

<介護基礎技術講習会> ※以下の内容を1日で実施

項目	時間
講義Ⅰ(就職活動を行う心構え)	20分
講義Ⅱ(高齢者介護とは)	30分
実技Ⅰ(ボディメカニクス、体位交換等)	1時間40分
実技Ⅱ(排泄・入浴介助の基本)	2時間40分
合計	5時間10分